令和７年１２月
防　　衛　　省

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案について

１　改正の趣旨

今日、情報通信技術の進展とインターネットの普及により、行政分野においてもインターネットを利用した行政手続等のオンライン化が急速に進められているところ、これまで書面での手続を主体としてきた予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）に係る業務について、デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画（令和３年１２月２４日閣議決定）により各府省庁共通の指針として策定された「構造改革のためのデジタル原則」に則り、エンドツーエンドでのデジタル完結を目指し、業務の効率化、迅速化等を図ることを目的として、電磁的方法による手続を行うため、予備自衛官等の招集や届出の各種業務をインターネット上で行うためのクラウドシステムを導入することとした。

当該システムの導入を踏まえ、予備自衛官等の招集及び届出に係る業務を見直し、電磁的方法により行うことを可能にする必要があることから、自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）について、所要の改正を行う。

２　改正の概要

⑴　予備自衛官等が招集に応ずることができない場合の申出について、電磁的方法により行うことを可能にすることを定める。（第８８条第３項及び第８９条第３項関係）

⑵　予備自衛官及び即応予備自衛官に対する招集命令書並びに予備自衛官補に対する教育訓練招集命令書の交付について、電磁的方法により行うことを可能にすることを定める。（第９１条第２項及び第３項、第１０２条の５第３項及び第４項並びに第１０２条の１１第２項及び第３項関係）

⑶　予備自衛官等が防衛大臣に対して行う各種届出について、電磁的方法により行うことを可能にすることを定める。（第１０２条第２項関係）

⑷　その他所要の規定の整備を行う。

３　施行期日

令和８年４月１日